

障害福祉サービスの概要・利用手続きについて

令和5年度 ケアマネジャー向け研修会

名古屋市健康福祉局障害者支援課

障害福祉サービス等の体系

自立支援給付

【障害福祉サービス】

■ 介護給付

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所
- ・ 生活介護
- ・ 療養介護
- ・ 施設入所支援

■ 訓練等給付

- ・ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援(A型・B型)
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助(グループホーム)

■ 地域相談支援給付

- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

■ 計画相談支援給付

- ・ サービス利用支援
- ・ 継続サービス利用支援

■ 補装具

■ 自立支援医療

- ・ 育成医療
- ・ 更生医療
- ・ 精神通院医療

障害福祉サービスの種類①

<介護給付>

サービス種別	内 容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うとともに、入院中の意思疎通の支援等を行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出するときに同行し、移動に必要な情報の提供や援護などを行います。
行動援護	知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出支援などを行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要し、介護の必要性が著しく高い人に、複数のサービスを包括的に行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、主として昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所している人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

障害福祉サービスの種類②

<訓練等給付>

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等から一般企業などへ就労した人に、一定期間、企業や家族との連絡調整や相談・助言など、就労の継続のために必要な支援を行います。
自立生活援助	入所施設などから一人暮らしに移行した人に、一定期間、定期的な巡回や随時の対応などにより、自立した日常生活を営むための必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

障害福祉サービスの種類③

<地域相談支援給付>

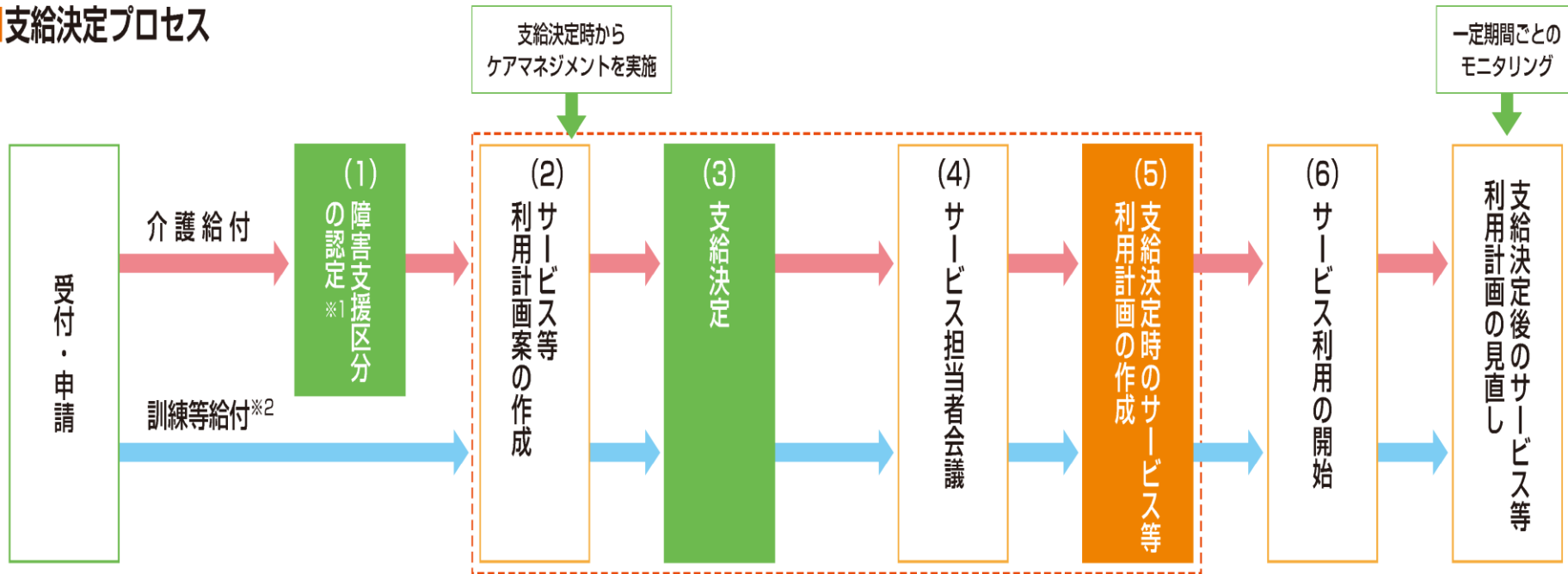
地域移行支援	施設に入所または長期間精神科に入院している方などに、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因する緊急の事態等が生じた場合に相談に応じるなど、必要な便宜を図ります。

<計画相談支援給付>

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する原則すべての障害者等を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画案の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う(モニタリング)ことにより、障害者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図ります。

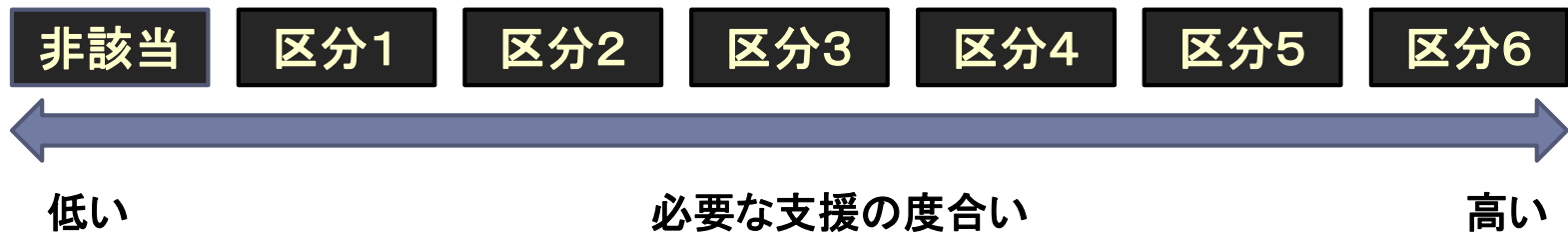
障害福祉サービス利用の基本的な流れ

■支給決定プロセス



障害支援区分とは

- ▶ 障害支援区分とは、障害者等の多様な特性その他心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを、6段階の区分により総合的に示すもの。

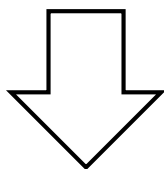


- ▶ 障害支援区分認定の有効期間は、原則3年間。
※市町村審査会において、障害者等の心身の状態や環境に応じて、3年間より短く（3か月以上で）設定する場合があります。

障害支援区分と給付の関係

介護給付

- ・居宅介護(ホームヘルプ)
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・短期入所(ショートステイ)
- ・生活介護
- ・療養介護
- ・施設入所支援 等



障害支援区分認定が必要

訓練等給付

- ・自立訓練
(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助(グループホーム)

地域相談支援給付

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援



障害支援区分認定によらず利用できる

障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係

1 介護保険サービス優先の捉え方

(1) 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにある場合

→ 介護保険優先

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には相当する介護保険サービスに係る介護保険給付を優先して受けることとなる。

(2) 介護保険サービスには相当するサービスがない場合

→ 障害福祉サービスの利用が可能

サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない場合について、当該障害福祉サービスの決定を受けられることができる。

【障害福祉サービスの利用が可能な例】

内容	サービス名など
介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるもの	同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等
原則として、介護保険サービスが優先されるが、障害の程度や種類、または提供するサービスにより、介護保険サービスでは対応できない場合に利用が認められるもの。	生活介護、短期入所 例えば、生活介護は、授産活動から入浴や食事の提供まで多岐にわたり、また障害によっては介護保険サービスでは十分な対応ができないこともあるため、必要に応じて決定を行っている。
障害制度固有の利用方法	余暇利用に係る外出サービス 居宅介護に係る視覚障害者の方への代筆・代読

2 具体的な運用

(1) 介護保険サービスと併給する場合（障害福祉サービスの上乗せ利用）

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがあり、介護保険が優先される場合において、介護保険給付の区分支給限度額の制約から、介護保険給付のみによって必要なサービスを確保することができないと認められる場合については、障害福祉サービスの上乗せ利用が可能となる。

(2) 介護保険サービスが利用できない場合

介護保険の要介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と認められるときは、サービスを利用することができる。

障害福祉サービス申請(上乘せ)時の注意点

- 居宅介護サービス等区分支給限度基準額まで利用すること
(非該当の場合を除く)
- 原則として、介護保険の訪問介護を優先して利用すること
- 効率的なケアプランであること(訪問介護と居宅介護が連続していないか等)
- 区役所・支所に提出するケアプランは、本人確認済みのものであること
- 上乘せにより障害福祉サービスを利用する者のケアプラン(訪問介護の利用回数)に変更が生じる場合は、障害福祉サービスの支給決定内容に変更が必要な場合があるため、区役所・支所へ報告すること(場合によっては障害福祉サービスの更新時等に介護保険給付実績を確認することがあります)

3 65歳到達時の手続きについて

【障害福祉サービスから介護保険への移行手続きの流れ】

(1)64歳時の支給決定

居宅介護等の介護保険が優先して適用されるサービスについては、65歳到達日の前日を支給決定満了日として、一度支給決定の有効期間を区切る。

(2)65歳到達時の更新(2か月間の暫定決定)

介護保険適用の有無を判断の上支給決定を行うこととなるが、要介護認定がでるまでの支給期間として、概ね2か月間の暫定的な支給決定を行う。

【介護保険申請後の流れ①】

介護保険適用の有無を判断のうえ、支給決定を行うこととなる。

(1) 要介護認定が「非該当」の場合

引き続き、障害福祉サービスの利用が可能のため、更新の申請を行う。

(2) 要介護認定がおりた場合

介護保険を利用することとなる。障害福祉サービスの利用が必要な場合には、担当のケアマネージャーと調整のうえ、障害福祉サービスの申請を行う。

【介護保険申請後の流れ②】

介護保険適用の有無を判断のうえ、支給決定を行うこととなる。

(3) 要支援認定がおりた場合

(令和5年4月より取扱いが変更となりました。詳細は次のスライドに掲載しています。)

一定の要件を満たす場合に、不足するサービスについて介護予防サービスに上乗せして障害福祉サービスの利用が可能。担当のケアマネージャーと調整のうえ、障害福祉サービスの申請を行う。

要支援認定がおりた方に対する 障害福祉サービスの支給について①

1. 趣旨

要支援認定者に対する障害福祉サービスの支給については、これまで一部の障害福祉固有のサービスを除き、介護保険制度において対応されるべきものとして支給を行わない取扱いとしておりましたが、令和5年4月より、一定の要件を満たす場合に不足するサービスについて介護予防サービスに上乗せして支給を認める変更を行いました。

2. 対象となる障害福祉サービス等

居宅介護、重度訪問介護、移動支援

要支援認定がおりました方に対する 障害福祉サービスの支給について②

3. 対象者

以下の①～③の要件をいずれも満たす方

- ①障害福祉サービス(居宅介護又は重度訪問介護又は移動支援)の支給要件を満たす方
- ②介護保険制度における要支援1・2の認定者で、以下のいずれかについてケアプラン上位置づけられ、実際に利用している又は利用が見込まれる方
要支援1の場合...予防専門型訪問サービス(身体介護を含む)または生活支援型訪問サービス(生活援助のみ)の利用区分が「週2回」
要支援2の場合...予防専門型訪問サービス(身体介護を含む)または生活支援型訪問サービス(生活援助のみ)の利用区分が「週2回超」
ただし、居宅介護(身体介護)の支給は、予防専門型訪問サービスがケアプラン上位置づけられている方に限ります。
- ③障害固有の事情により、介護保険サービスのみでは必要な支援が確保できない方